

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月15日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900264 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000015 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年2月から平成19年5月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年2月から平成19年5月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成10年2月から平成19年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年2月から平成19年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成10年1月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年1月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者のA社における平成10年2月及び同年3月、平成10年6月及び同年7月、平成13年4月から平成15年8月までの期間、平成16年5月及び同年6月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年2月及び同年3月、平成10年6月及び同年7月、平成13年4月から平成15年8月まで、平成16年5月及び同年6月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成10年1月から同年3月まで、平成10年6月及び同年7月、平成13年4月から平成15年8月まで、平成16年5月及び同年6月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成10年1月	24万円	—	34万円
平成10年2月及び同年3月	24万円	32万円	34万円
平成10年4月及び同年5月	24万円	34万円	—
平成10年6月及び同年7月	24万円	28万円	34万円
平成10年8月から平成11年2月まで	24万円	34万円	—
平成11年3月から同年9月まで	24万円	38万円	—
平成11年10月から平成13年3月まで	24万円	41万円	—
平成13年4月	24万円	38万円	41万円
平成13年5月から同年8月まで	24万円	36万円	41万円
平成13年9月	30万円	36万円	41万円
平成13年10月から平成14年9月まで	30万円	36万円	38万円
平成14年10月から平成15年3月まで	30万円	36万円	41万円
平成15年4月から同年8月まで	30万円	38万円	41万円
平成15年9月から平成16年4月まで	30万円	38万円	—
平成16年5月及び同年6月	30万円	36万円	38万円
平成16年7月及び同年8月	30万円	38万円	—
平成16年9月から平成17年8月まで	30万円	36万円	—

平成 17 年 9 月から平成 19 年 5 月まで	30 万円	38 万円	—
----------------------------	-------	-------	---

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 1 月 16 日から平成 19 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 10 年 2 月から平成 19 年 5 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及び A 社が提出した請求者に係る平成 19 年度賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 10 年 2 月から平成 19 年 5 月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 10 年 1 月	24 万円	—	34 万円
平成 10 年 2 月及び同年 3 月	24 万円	32 万円	34 万円
平成 10 年 4 月及び同年 5 月	24 万円	34 万円	—
平成 10 年 6 月及び同年 7 月	24 万円	28 万円	34 万円
平成 10 年 8 月から平成 11 年 2 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 11 年 3 月から同年 9 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 13 年 3 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 4 月	24 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	24 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 9 月	30 万円	36 万円	41 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	30 万円	36 万円	38 万円
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	30 万円	36 万円	41 万円
平成 15 年 4 月から同年 8 月まで	30 万円	38 万円	41 万円
平成 15 年 9 月から平成 16 年 4 月まで	30 万円	38 万円	—
平成 16 年 5 月及び同年 6 月	30 万円	36 万円	38 万円
平成 16 年 7 月及び同年 8 月	30 万円	38 万円	—

平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月まで	30 万円	36 万円	—
平成 17 年 9 月から平成 19 年 5 月まで	30 万円	38 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 10 年 2 月から平成 19 年 5 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 10 年 2 月から平成 19 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 10 年 1 月については、前述の給与明細書から、平成 10 年 1 月の標準報酬月額について、前記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 10 年 2 月及び同年 3 月、平成 10 年 6 月及び同年 7 月、平成 13 年 4 月から平成 15 年 8 月までの期間、平成 16 年 5 月及び同年 6 月については、前述の給与明細書により、毎年の定時決定の基礎となる 4 月から 6 月まで（平成 14 年以前は、5 月から 7 月まで。）に支払われた報酬月額を確認できることから、平成 10 年 2 月及び 3 月、平成 10 年 6 月及び 7 月、平成 13 年 4 月から平成 15 年 8 月まで、平成 16 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額について、前記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成 10 年 1 月から同年 3 月まで、平成 10 年 6 月及び同年 7 月、平成 13 年 4 月から平成 15 年 8 月まで、平成 16 年 5 月及び同年 6 月の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900339 号

厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 2000002 号

## 第 1 結論

昭和 37 年 7 月 1 日から昭和 43 年 3 月 16 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から昭和 43 年 3 月 16 日まで

A 銀行で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私はもらった覚えも手続をした記憶もないので納得できない。

請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、前回、請求者は、平成 30 年 9 月 26 日付けで請求期間に係る訂正請求を行っているところ、請求者の A 銀行に係る国の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同行に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に平成 31 年 3 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、脱退手当金を受給した覚えも請求手続をした記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、請求者の A 銀行に係る国の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 3 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。